

津市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いに関する要綱

平成 23 年 1 月 19 日訓第 1 号

改正 平成 26 年 10 月 31 日訓第 129 号

平成 29 年 3 月 31 日訓第 40 号

平成 31 年 3 月 29 日訓第 17 号

令和 6 年 9 月 26 日訓第 72 号

令和 6 年 11 月 29 日訓第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項及び津市国民健康保険条例施行規則（平成 18 年津市規則第 113 号。以下「規則」という。）第 19 条に規定する国民健康保険一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減免及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国保世帯所得 世帯主及び当該世帯に属する被保険者について津市国民健康保険条例（平成 18 年津市条例第 134 号）第 11 条第 1 項に規定する基礎控除後の総所得金額等に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 2 項に規定する控除する金額を加えた金額
- (2) 実収月額 世帯主及び当該世帯に属する被保険者について生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により算定した保護の要否判定に用いる収入認定額をいう。
- (3) 基準生活費 世帯主及び当該世帯に属する被保険者について生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 1 から別表第 3 までの基準により算出した額（期末一時扶助費を除く。）に 1000 分の 1155 を乗じて得た額をいう。

(一部負担金の減免)

第 3 条 一部負担金の減免は、当該年の国保世帯所得の見込額が、前年の国保世帯所得と比べ 3 割以上減少し、かつ、入院療養に係る一部負担金の支払が

困難と認められるものに限り行うことができる。

- 2 一部負担金の減額は、実収月額が基準生活費の80パーセントを超え基準生活費以下で、かつ、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金の合計額が基準生活費の3月分に相当する額以下の場合に行うことができるものとし、減額の割合は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 実収月額が基準生活費の90パーセントを超え基準生活費以下の場合
10分の6

- (2) 実収月額が基準生活費の80パーセントを超え基準生活費の90パーセント以下の場合
10分の8

- 3 一部負担金の免除は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。

- (1) 実収月額が基準生活費の80パーセント以下かつ世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金の合計額が基準生活費の3月分に相当する額以下のとき。

- (2) 災害により居住する家屋が半壊又は半焼以上の損害を受けたとき（当該世帯が、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第1項第2号に該当する場合を除く。）。

（一部負担金の徴収猶予）

第4条 一部負担金の徴収猶予は、当該年の国保世帯所得の見込額が、前年の国保世帯所得と比べ1割以上減少し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 徴収猶予の期間内に、世帯主及び当該世帯に属する被保険者に収入が生ずることが確実であるが、現在一部負担金の支払が困難である場合

- (2) 傷病が治癒に至れば世帯主及び当該世帯に属する被保険者の資力が回復し、一部負担金を納入できる見込みのある場合

- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法に係る関係部局と連携し、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診したことにより一部負担金が生じた被保険者であって、1年以内に当該一部負担金を納入できる見込みがあるものについては、当該一部負担金の徴収を猶予することができる。

- 3 世帯主は、徴収猶予された一部負担金の全額を徴収猶予の承認を受けた期間の末日までに、納入通知書により納入しなければならない。この場合において、一部負担金が当該期日までに納入されない場合においては、津市税外

収入金に対する督促等に関する条例（平成１８年津市条例第７４号）の規定に基づき督促等を行うものとする。

（申請）

第５条 一部負担金の減免を受けようとする世帯主は、国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）申請書（規則第６号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付してあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 収入見込申告書（第１号様式）
- (2) 収入資産申告書（第２号様式）
- (3) 給与証明書（第３号様式）
- (4) 地代家賃証明書（第４号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

２ 一部負担金の徴収猶予を受けようとする世帯主は、申請書に次に掲げる書類を添付してあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、急患その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 収入見込申告書
- (2) 誓約書（第５号様式）

（期間）

第６条 一部負担金の減額又は免除の期間は、申請書を提出した日の属する月（申請書が入院療養を受ける日前に提出された場合は、当該入院療養を受けることになった日の属する月）を含めて１年につき３月以内の期間とする。この場合において、申請書を提出した日が月の中途であっても当該月を１月とする。

２ 前項の規定にかかわらず、当該期間を超えて引き続き減額又は免除を行う必要があると市長が認める場合は、世帯主の申請に基づき３月以内を限度として延長することができる。

３ 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請書を提出した日の属する月（前条第２項ただし書に該当する場合は、市長が定める月）を含めて３月以内の一部負担金について、当該申請書を提出した日の属する月から起算して６月以内の期間に限って行うものとする。

４ 前項の規定にかかわらず、第４条第２項の規定による一部負担金の徴収猶予の期間は、市長が定める月から起算して１年以内とする。

（証明書の交付等）

第７条 国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）証明書（規則第７号

様式。以下「証明書」という。)は1月単位で交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、承認開始日が当該月の21日以後であるときは、翌月分の証明書を併せて交付することができる。
- 3 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、国民健康保険の被保険者であることの確認を受け、証明書を当該保険医療機関等に提出しなければならない。
- 4 規則第22条第3項に規定する通知を受けた世帯主は、既に発行された証明書を速やかに市長に返還しなければならない。
- 5 市長は、証明書交付の都度、世帯主及び世帯主の属する世帯の生活状況及び収入状況の把握に努めるものとする。

附 則

この訓は、平成23年1月20日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日訓第129号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓第40号)

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓第17号)

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月26日訓第72号)

この訓は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日訓第84号)

この訓は、令和6年12月2日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

収 入 見 込 申 告 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

電 話

私の世帯（世帯主及び国民健康保険被保険者）の総収入は、次のとおり相違ありません。

記号番号					
氏 名					
今年中の所得	給与収入				
	給与所得				
	年金収入（種類）				
	年金所得				
	事業収入				
	（必要経費）				
	その他収入				
	（必要経費）				
	失業給付等				
	所得合計				
前年中の所得					
（備考）					

※ 申告内容を証明する書類を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

収 入 資 産 申 告 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

電 話

私の世帯（世帯主及び国民健康保険の被保険者）の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

氏 名	仕事内容、勤務先等	区 分	前 3 月 分			当 月 見込み
			月分	月分	月分	
		総 収 入	円	円	円	円
		必要経費①	円	円	円	円
		就 労 日 数	日	日	日	日
		総 収 入	円	円	円	円
		必要経費②	円	円	円	円
		就 労 日 数	日	日	日	日
		総 収 入	円	円	円	円
		必要経費③	円	円	円	円
		就 労 日 数	日	日	日	日
必 要 経 費 (前3月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給、年金等による収入（受けているものを○で囲んでください。）

有・無	厚生年金・国民年金・老齢福祉年金・恩給・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・心身障害児福祉年金・特別障害者手当・福祉手当・児童手当・その他（ ）	収入額	年額	円
			月額	円

3 仕送りによる収入（前3月間の合計を記入してください。）

有・無	区 分	内 容	仕送りした人の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米・野菜・魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

4 その他の収入（前3月間の合計を記入してください。）

有・無	区 分	内 容	収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 働いて得た収入がない人（義務教育終了前の人、記入する必要はありません。）

氏 名	収 入 の な い 理 由

6 現金、預貯金及び有価証券

手持現金	円（ 年 月 日現在）			
預 貯 金	預貯金先	名義人	種類	預貯金額
				円
有価証券	種 類	額面価額	評価換算額	
		円	円	

※ 記入上の注意

- 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業及び事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- 必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険等の経費の総額を記入してください。ここには、生活費は含みません。
- 2～4の収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- 5の収入のない理由は、病気のため、高齢のためなどと記入してください。
- 収入のうち証明書等を取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付してください。

第3号様式（第5条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所

事業所（雇主）名

電 話

次のとおり証明します。

住 所				職名及び 職務内容	
氏 名					
区 分		前 3 月 分			次回支給見 込 月 分
		月 分	月 分	月 分	
勤務（就労）日数		日	日	日	日
給与額	基本給（月給の場合）		円	円	円
	日給（日額 円）				
	家族手当（ 人）				
	通 勤 手 当				
	精 勤 手 当				
	時間外 手当	就労延時間 金 額			
	賞 与				
	小 計 （ア）				
	控除額	所 得 税			
市 町 村 民 税					
健 康 保 険 料					
厚 生 年 金 保 険 料					
雇 用 保 険 料					
労 働 組 合 費					
小 計 （イ）					
その他	食 費 （ウ）				
差引支給額 [ア－(イ+ウ)]					
摘要 ①賃金支給日：毎月 日②賞与の支給月： 月③昇給の月： 月 ④通勤費の負担割合： 割⑤現物支給の品目：					

第4号様式（第5条関係）

地 代 家 賃 証 明 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

所有者 氏 名

電 話

次のとおり証明します。

物 件 の 所 在 地				
入居者	住所			
	氏名			
賃借人 (名義人)	住所			
	氏名	(入居者との続柄：)		
入 居 日		年 月 日（又は契約日： 年 月 日）		
地	代	円／年	土 地 面 積	m ²
家	賃	円／月	建 築 面 積	m ²
敷	金	円（ 箇月分）	共 益 費	円
契 約 内 容		(敷金の戻り 有 ・ 無)		

※ 賃借人（名義人）は、入居者と同じであれば記入の必要はありません。

第 5 号様式（第 5 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所

氏 名

⑩

私は、国民健康保険一部負担金徴収猶予の承認を受けた一部負担金を、徴収猶予を承認された期間内に支払うことを誓約します。